

乙C第4号証

4（提出）

別紙

理美容器具の消毒方法

- 1 理美容器具について
ここでいう理美容器具とは、矯正施設内で共同使用しているバリカン（アタッチメントを含む）、T字カミソリ、爪切りのことをいう。
- 2 消毒方法について
次のいずれかの方法によること（ただし、バリカンのアタッチメントについては3を参照）。

消毒方法	摘 要
加熱（蒸気）滅菌 （オートクレーブ消毒）	121℃で20分間以上
乾熱滅菌	160～170℃で120分間、170～180℃で60分間、180～190℃で30分間
煮沸消毒	100℃で20分間以上
次亜塩素酸剤消毒	0.5％次亜塩素酸剤で60分間以上
グルタルアルデヒド消毒	2％グルタルアルデヒド（グルタール）液に室温で30分間以上浸す
フォルムアルデヒド消毒	5％フォルムアルデヒド（ホルマリン）液に室温で30分間以上浸す
オルトフタルアルデヒド消毒	0.55％オルトフタルアルデヒド（フタール）液に室温で5分間以上浸す

（注）いずれの消毒・消毒方法についても、機器の「取扱説明書」や「薬剤の使用上の注意」等を十分確認すること。

- 3 バリカンのアタッチメントについて
バリカンは刃とアタッチメントに分かれ、通常の使用において皮膚と接するのはアタッチメントの部分である。
アタッチメントの消毒方法についても、上記2のいずれかによる消毒方法を採用することが望ましいが、社会一般におけるアタッチメントの消毒に係る実情を参考にしつつも、矯正施設に肝炎ウイルス感染者が多数収容されていることを考慮し、施設の事情に応じ、次の方法により行って差し支えない。
- （1）バリカン使用の都度、頭部の状況を確認し、出血の有無を確認するとともにアタッチメントに血液が付着していないか確認し、出血や血液付着が確認された場合は、上記2のいずれかの方法による消毒を行うこと。
- （2）上記（1）の状況にない場合に限り、洗浄した上で、最低2分間の煮沸消毒によることができること。
- なお、この場合であっても、再使用に当たり、エタノール消毒（エタノール水溶液を含ませた綿若しくはガーゼで器具の表面を拭く等）を併せて行うこと。
- （注）もみ上げの整髪等のためアタッチメントを外してバリカンを使用する必要がある場合は、使用の都度、バリカンの刃を上記2に基づき消毒する必要があり、刃の消毒が困難である場合は、個人貸与のカミソリ等の使用を考慮する。

○矯正施設における医療共助について(通達) [平成27.3.27
矯医56矯正局長通達]

改正 平成29.9矯医132、平成30.3矯医31

矯正施設（刑事施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）において、被収容者の急激な高齢化、疾病の多様化・複雑化等により医療需要が増加しているところ、厳しい行財政事情の下で、被収容者に対して社会一般の医療水準に照らし適切な医療上の措置を講ずるためには、全国の矯正施設における人的・物的資源をより一層有効活用することが必要不可欠であることから、下記のとおり医療共助の取扱いについて定め、本年4月1日から実施することとしますので、その運用に遺漏なきようお願いす。

なお、平成4年3月23日付け法務省矯医第619号当職通達「矯正施設における医療共助について」は廃止します。

記

- 1 医療専門施設及び医療重点施設の指定
- (1) 医療専門施設
専ら医療上の措置を必要とする被収容者を収容するため医療機器、医療スタッフ等を特に重点的に整備した矯正施設として、別表1のとおり指定する。
- (2) 医療重点施設
医療機器、医療スタッフ等を重点的に整備した矯正施設として、別表2のとおり指定する。
- 2 共助診療
- (1) 共助診療の実施
矯正施設の長は、自庁の医療体制では適切な医療上の措置を講ずることが困難な被収容者（以下「要診療者」という。）が生じた場合に援助施設（医療専門施設及び医療重点施設をいう。以下同じ。）の長に対し、その診療に関する援助を依頼して、要診療者を援助施

矯正施設における医療共助について(通達)

川中平

設に護送し、受診させて即日又は7日以内（刑事施設の被収容者に限る。以下同じ。）に帰所又は帰院させる措置（以下「共助診療」という。）を執ることができるものとする。

(2) 共助診療の手続等

ア 共助診療を依頼する矯正施設（以下「依頼施設」という。）の長は、まず、その所在する矯正管区管内の医療重点施設の長に対し、共助診療を依頼するものとし、医療重点施設では対応できない場合に、医療専門施設の長に対し共助診療を依頼するものとする。ただし、要診療者の病状、援助施設への所要時間等に鑑み、これにより難いと判断した場合には、他の矯正管区管内の医療重点施設の長に依頼し、又は直ちに医療専門施設の長に依頼することができるものとする。

イ 依頼施設の長は、共助診療を依頼しようとするときは、援助施設の長に「共助診療依頼書」（第1号様式）を送付し、依頼を受けた援助施設の長は、その実施の可否を含め、診療の日時、診療に要する期間その他共助診療に関し必要な事項について、依頼施設の長と協議する。

ウ 共助診療に関する協議が調った場合には、依頼施設の長は、要診療者を援助施設に護送し、即日又は7日以内に診療を受けさせて帰所又は帰院させる。

エ 共助診療のための移送については、移送期間が短期であること、要診療者が治療に専念すべきこと等に鑑み、引き継ぐ所持品を最小限度にとどめるなど簡易な手続として差し支えない。

オ 援助施設においては、要診療者の診療を行うとともに、要診療者に対し、その診療に必要な医薬品、衛生材料及び補装具を支給又は貸与する。

カ 援助施設において作成した診療録等は、援助施設において保存し、依頼施設にはその写しを送付する。

キ 依頼施設の職員は、護送時の要診療者の身柄の確

保を行う。要診療者を即日帰所又は帰院させる場合は、援助施設における身柄の確保も併せて行う。

ク 援助施設の長は、要診療者の診療の実施に際し、可能な限りその診療時間を援助施設の被収容者の診療時間とは別にするなどして、互いに接触させないよう配慮する。特に、収容の性質を異にする者については、慎重な配慮をしなければならない。

(3) 共助診療実施後の取扱い

ア 援助施設の長は、刑事施設の要診療者について、援助施設における診療の実施結果に鑑み、引き続き援助施設において診療を行う必要があり、共助診療に関する協議時に予定していた期間内に依頼施設に帰所させることが相当でないと認める場合には、依頼施設の長にその旨を通知する。

イ アの通知を受けた依頼施設の長は、要診療者の診療のため、その者を援助施設に移送することが相当と認めるときは、直ちにそのための手続を執る。

なお、要診療者の移送に伴うその者の移送指揮は依頼施設が手続を執るものとする。

ウ 要診療者について、処遇指標を変更する必要がある場合には、援助施設がこれを行う。

3 検体検査

(1) 矯正施設の長は、自庁において検体検査を実施できない場合には、その所在する矯正管区管内の援助施設の長に、あらかじめ「検体検査依頼書」（第2号様式）を送付して検体検査を依頼することができるものとする。

(2) 依頼を受けた援助施設の長は、その実施の可否を含め、検体の搬出方法その他検体検査に関し必要な事項について、検体検査を依頼した矯正施設の長と協議し、協議が調った場合には、検体検査を実施する。

4 その他の医療共助

(1) 援助施設の医師、看護師等を他の矯正施設に派遣して被収容者の診療を実施する巡回診療、援助施設の医療機器を他の矯正施設に貸し出して被収容者の診療に

役立てる医療機器の貸出しその他の医療に関する共助についても、施設長間の協議が調う場合には、実施して差し支えない。

(2) 援助施設以外の矯正施設であっても、当該矯正施設における医療事情から、他の矯正施設に対し、診療に関する援助を行うことが有益であると認められる場合には、施設長間で協議の上、共助診療に準じた措置を執ることとして差し支えない。

別表１（１の①関係）

医療専門施設

矯正管区名	施設名
東京	東日本成人矯正医療センター
名古屋	岡崎医療刑務所
大阪	大阪医療刑務所
福岡	北九州医療刑務所

別表２（１の②関係）

医療重点施設

矯正管区名	施設名
札幌	札幌刑務所
仙台	宮城刑務所
東京	府中刑務所
	東京拘置所
名古屋	名古屋刑務所
大阪	大阪刑務所
広島	広島刑務所
高松	高松刑務所
福岡	福岡刑務所

第１号様式（２の②のイ関係）

平成 年 月 日

殿

施設長名

共 助 診 療 依 頼 書	
施設名	
氏 名	（昭和 年 月 日生、男・女）身分；
罪（事件）名	
刑名・刑期	
刑の起算日	起算日 平成 年 月 日
刑の終了日	終了日 平成 年 月 日
入所（院）日	平成 年 月 日
精神状況	IQ； 性格； 精神障害（有・無）
身体状況	身長； cm 体重； kg 現在症； 既往症； その他参考事項；
共助診療の理由	
診療希望日等	平成 年 月 日（平成 年 月 日まで）
備 考	

- 第2号様式(3の(1)関係)

平成 年 月 日

股

施設長名

[illegible]

(注) 検査項目欄には具体的検査項目を記載することとし、氏名欄に対応させて○印を付すこと。